

◆振動規制法 届出事項一覧

※正副2部提出のこと

届出の種類	提出者	届出の期限	届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
特定施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の 30日前まで	特定施設設置届出書 (様式第1)		無届及び虚偽の届出の場合 30万円以下の罰金		法6① 法26
経過措置に伴う届出 (使用の届出)		指定区域となった日 又は特定施設となった日 から30日以内	特定施設使用届出書 (様式第2)				法7① 法27
特定施設の種類及び能力 ごとの数の変更の届出	特定施設の設置 又は 使用の届出者	変更に係る工事開始の日の 30日前まで	特定施設の種類及び 能力ごとの数変更届出書 (様式第3)	①特定施設の配置図 ②特定工場等及び その付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 10万円以下の罰金	交付	法8① 法27
特定施設の使用方法の 変更の届出			特定施設の使用の方法 変更届出書 (様式第3)				
振動防止の方法の 変更の届出			振動の防止の 方法変更届出書 (様式第4)				
氏名の変更等の届出		変更の日から30日以内	氏名(名称、住所、所在地) 変更届出書 (様式第6)	不要	無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金	なし	法10 法29
特定施設のすべての 使用の廃止の届出		使用廃止の日から 30日以内	特定施設使用全廃届出 (様式第7)				
承継の届出	承継者	承継の日から30日以内	承継届出書 (様式第8)				法11③ 法29
特定建設作業の 実施の届出	施工者 (元請負人)	開始の日の7日前まで (災害など緊急に行う場合は すみやかに届け出る)	特定建設作業実施届出書 (様式第9)		無届及び虚偽の届出の場合 10万円以下の罰金		法14① 法27